

48 ソクラテスの裁判

コスタス・ベイス

訳者はしがき

- I ソクラテスに対する訴えとその時代背景
- II 訴訟の経過
- III アテネの裁判の構造の長所と短所
- IV ソクラテスの裁判
- V ソクラテスの裁判は茶番劇か
- VI 死 刑

訳者はしがき

アテネ大学のコスタス・ベイス名誉教授は2003年11月古稀を迎えられた著名な民事訴訟法学者であるが、同時に哲学博士の学位ももつ哲学にも造詣の深い学者であり、また小説・戯曲も書く多芸、多才の持ち主である。近年はビデオを駆使して演劇の製作もされており、2004年10月30日比較法研究所でおこなわれた講演は、同教授が作成したDVDによるものであった。

2001年はソクラテス没後2400年にあたるということで、ギリシャではそれにあわせてその数年前からソクラテス研究がさかんに行われたが、ベイス教授はその際ソクラテスの裁判についての戯曲を執筆された。この戯曲は専門家から高い評価をうけ、何度か手直しをした後2001年5月24日アクロポリスの麓にあるイロデイス・アテikos音楽堂で、アテネ大学主催の下で上演された。そこに出演した俳優はギリシャで超一流とされるリクルゴス・カレルギス氏（ソクラテス）歌はソプラノのジュニ・ドレバラ女史、テノールのヤニス・フリストプロス氏、バリトンのコステイス・ラシダキス氏、伴奏はギリシャ交響楽団とアテネ市立合唱団という豪華なメンバーであり、公演の翌日の新聞はそれを大

きく報道したということである。ベイス教授は、その後戯曲に手を入れ、それは後に英・独・仏・日本語に翻訳され出版されている。今回の講演は、ベイス教授がカレルギス氏にソクラテスとして再度の出演を求め、また音楽は著名なヤニス・ブフィディス氏に依頼し、自らビデオで撮影し、一時間にまとめたDVDによるものである。画面の説明は、初めドイツ語でなされていたが、私がそれを日本語に吹き替えてそのテープをベイス教授の下に送り、ベイス教授はその日本語と画面を同調させて再度DVDを作成し、それが今回の講演に使われた。

2400年昔のアテネを思わせる美しい画面と、現代一流の音楽家によるバックグランド音楽の演奏は、講演の内容とともに来聴者に大きな感銘を与えた。このようなDVDによる講演は、ベイス教授の才能とそれを取り巻く条件がこれを可能としたものであり、何時でも誰にでもできるというものではないが、学術講演の新しい一つのあり方を示したものと言えよう。あらためてベイス教授の新方式の講演に感謝の意を表したい。

講演の要旨は以下のとおりである。

I ソクラテスに対する訴えとその時代背景

30人の僭主制の時代が終わり、アテネに民主制が復活した時代のことである。紀元前400年11月末、無名のアテネの詩人メリトスはソクラテスを神々に対する不敬と青年を腐敗させた罪でアルコン（最高執政官）に訴えを起こした。

僭主制の時代、民主派の人たちは亡命しており、その財産は没収され他人の財産となっていた。僭主制は終わったが恩赦の法律があり、民主派の人たちは自分の財産を取り戻せなかった。この法律は、僭主制のアテネに軍事介入したスパルタ王パウサニアスが、民主派の復活を認める条件として施行させたものであり、この法律を批難することは不敬という宗教的環境を導き処罰された。

その当時アテネにはアグラウロスの洞窟があり、アテネの青年は18歳になると、この洞窟でアテネの青年として神聖な誓いを立てた。それは、現代の国家の役人がする憲法と国家に対する忠誠の誓いと同じである。市の根本的な制度を守るため、それに反する者は不敬として厳しく追及された。

II 訴訟の経過

アルコンに訴を提起すると、原告はアルコンから訴の提起を宣誓して確認するよう命じられ、書記官がそれを調書に作成した。この調書は、エポニモン・イロオンの記念碑の木造の囲いかけられ、公開された。

原告メリトスは、彼の証人と弁護人アニトスおよびリコンと共に出廷しその手続きをおこなった。

アニトスは財産のある皮なめし工であり、また民主派の指導者でもあった。30人の僭主制時代には、軍人として僭主派と戦い、僭主制が崩壊した後は、アテネに戻った。しかし、財産は没収され、取り戻せなかった。その上、彼は、息子アンセミオンを皮なめし工にしたかったが、息子はソクラテスに傾倒し、哲学者になりたかった。アニトスはソクラテスを憎み、詩人メリトスをそそのかし、ソクラテスを追及する訴を提起させたのである。

原告側の尋問が終わった後、被告と証人、弁護人の聴聞が行われることになる。紀元前399年1月半ば、ソクラテスはアルコンに出廷し被告側の聴聞がおこなわれた。ソクラテスは訴えを直ちに口頭で否定したので、アルコンはソクラテスに、一定の期間内に弁明書を提出するよう求めた。弁明書にはアポロギーとアンティグラフィーの二種類があった。前者は告発を否定するものであり、後者は告発の手続が不適法であることを主張するものである。後者の場合は大赦を願うことができた。

しかし、ソクラテスはいずれの弁明書も作成しなかった。

アニトスはソクラテスを憎んでいた。アニトスは僭主制時代に財産を没収され取り戻せなかったので、自分の財産を没収した者、僭主制に加担した者、僭主制時代にアテネを去らなかつた者を憎んでいた。ソクラテスも僭主制時代アテネに留まっていたので民主制の敵と思われた。しかし、ソクラテスは、実は僭主制の加担者ではなかった。それについては、つぎの三つの話が伝えられている。

1) 30人の僭主制政権がソクラテスと4人の市民をソロスに呼び出し、サラムス島に行き、アテネ市の代表として、そこに亡命していた民主派の指導者レ

オンの引渡しを求めるよう命じたことがある。その時、ソクラテスはその命令を無視して従わなかった。

2) 30人政権の一人テラメネスが民主派市民の大量処刑に反対し、テラメネスが30人政権から危害を加えられそうになった時、ソクラテスはテラメネスに加勢し、30人政権の兵士と戦った。

3) 30人政権から、街の中での対話を禁止された時、ソクラテスはその命令に従わなかった。

しかし、これらのことは僭主制時代アテネから亡命していた民主派の人々に知られていなかった。ソクラテスは民主派の敵と考えられていた。

予審が終了した後、公判期日は抽選で決められた。

III アテネの裁判の構造の長所と短所

アテネの裁判構造には、長所も短所もある。短所としては、

- 1) 裁判人は職業裁判官ではなく、法律家としての教育を受けていない。
- 2) 裁判人は聴聞会が終わった後、直ちに投票をし、全員が集まって協議することはなかった。
- 3) 裁判人は当事者から提案された刑罰を科すか否かだけ判断し、それ以外の権限をもっていなかった。
- 4) 判決には文書による理由付けはなかった。
- 5) 判決に対し上級裁判所に対する不服申立の方法はなかった。

長所としては、

- 1) 裁判人は多数(501人)おり、その意見は世論を反映していた。
- 2) 裁判人は訴訟の直前大きな名簿から選ばれ、すぐに柵にかこまれた裁判人席に行った。したがって第三者から影響を受けることがなかった。
- 3) 裁判人は内密な方法で投票し、仕返しを受ける危険はなかった
- 4) 裁判人達はその意見の表明について理由をつける必要がなく、寛大な判決をする余裕があった。
- 5) 原告と被告は、無制限に話をすることが許された。— 裁判人は質問する権利がなかったが、当事者はお互いに相手方当事者、その弁護人、証人に質問できた。

IV ソクラテスの裁判

ソクラテスに対する裁判は、ヘライアの法廷で、ほかの裁判と同様 審理の始まった日に終わった。

はじめに原告メリトスが、次に弁護人アニトスとリコンが弁論し、証人が尋問され、それに続き被告ソクラテス側の弁論がおこなわれた。

ソクラテス側の発言の内容は、ヘレホン兄弟の証言以外 記録がないのではありません。はっきりしたことは分かっていない。

ソクラテスは最初の弁明としてヘレホン兄弟の証言を提案した。

ヘレホン兄弟の証言とは、ヘレホン兄弟がデルフィーの神託所に行き、最も賢明な者は誰かと尋ねたところ、ソクラテスに勝る賢明な者はいないというお告げを得たというものである。

ソクラテスはこの神のお告げを裁判人に知らせ、ソクラテスに対する次のような批難を退けたいと考えた。

ソクラテスに対する批難は次のようなものだった。

1) ソクラテスは、彼の独特の世界で生きる屁理屈屋であり、父親の権威に従わないよう、青年に教えている。

2) メリトスの直接の非難は、ソクラテスは昔からアテネに伝わる神ではなく、新しい神を信じている、という点にあり、

3) 青年の道徳を腐敗させたということだったが、

4) 裏に隠された非難は、反民主的な信念をもっており、民主制にとって危険な人物であるという点にあった。

ソクラテスの最初の弁明の後、裁判人は、不敬と青年の腐敗の罪についてソクラテスが有罪か無罪かについて投票した。その結果は、

有罪 280票、無罪 221票であった。

刑に関する申立がそれに続いた。

アテネの法律には、死刑、国外追放、罰金刑だけが存在し、懲役刑はなかつ

た。裁判所は、被告が有罪とされたとき、被告を国外追放とするか、被告が提案した金額の罰金刑を科すことができた。

この制度について、ヘーゲルは三つの長所を指摘している。

- 1) 有罪とされた被告人に判決を受け入れやすくしている。
- 2) 国外追放の場合、街の安全が保たれる。
- 3) 有罪を認めた被告人に罰金刑の額を決めさせることにより、アテネの法律の博愛主義的な性格を鮮明にしている。

メリトスは死刑を申立てた。

ソクラテスは「ソロスで評議会議長、オリンピックの優勝者などと一緒に生涯食事に招待される」という判決をするよう法廷に提案した。また、街を出て行くのは嫌だ。将来、街で人々と哲学的な対話をやめるという約束はできない。罰金として1ムナ以上支払う金はない、と言った。

この主張は裁判人を怒らせた。

しかし、自分たちが罰金を支払うという弟子達の圧力と熱意の下、ソクラテスは30ムナの罰金を提案した。しかし自分の罪を認めなかった。

法廷は再び投票した。その結果は、死刑360票、反対141票だった。

V ソクラテスの裁判は茶番劇か

ソクラテスの訴訟と裁判は、最もひどい茶番劇だという考え方が広まっている。この考え方は正しいだろうか。

ソクラテスは、表向きはアテネの神と異なる神を信仰した、また、父親の権威に反抗するよう青年を誘惑したという罪で裁判されたが、本当のねらいは、ソクラテスの反民主派的な信念を理由として有罪とされた。反民主派的な信念はアルヒノスの法により恩赦を与えられており、これを理由として訴えを起こすことはできない。反民主派的な信念については訴状にも記載されておらず、また法廷でも問題とされなかった。この観点から、裁判人がソクラテスに対し不当な裁判をしたと言わなければならない。

しかし、アテネの神と異なる神を信じ、また青年達を父親の権威に反抗する

ようそそのかしたという容疑について、証明されなかったにも拘わらずソクラテスを有罪としたということで、この裁判を不当とすることはできない。裁判の結果は当時のアテネ市民の意見を反映したものであり、これは尊重されなければならない。

VI 死 刑

死刑判決の執行は、通常、牢獄の中で、判決のあった日の翌日の夕刻、太陽が沈む時に行われた。

牢獄の南側に大きな地下の下水道がある。牢獄の番人を買収してここから脱獄することができた。弟子のキリオンが手はずを整えたが、ソクラテスは逃亡を拒んだ。その理由は、

1) 国家と法律は市民にとって最も大切なものである。法律が間違っているなら、民主主義の方法でそれを正しくする努力をするべきであり、そうでなければ、それに従わなければならない。従わないなら死刑も免れない。

2) アテネ以外には、彼の考えを自由に発展させることができるようなところはない、と確信していたからである。

アテネの使者を乗せてデイロスの祭りに行った聖なる船パラロスが、海が荒れたため、なかなか戻って来なかったのもので、その間死刑の執行は行われなかった。その期間、ソクラテスは足に鎖をはめられたままであり、毒を飲む少し前にその鎖は解かれた。

ソクラテスの悲劇的な生涯の自覚した結末は、彼が悲劇的な英雄であることを証明している。彼の死は公衆の中で彼の哲学を完成した。それは彼の新しい将来を見据えた理念をもって時代の嵐に対し力強くそして勇敢に立ち向かったものである。

これは我われが見た最後の我らの仲間である

彼は勇敢な人間だった

賢者の中でも最も賢明な

すべての高い美徳の中でも最高の美徳の持ち主だった

たしかに彼の生涯は生命の記念碑である

そして我われは彼を記憶の中で持ち続ける
仲間として、教師として、そして道しるべとして

(中村英郎 訳)

[編者あとがき]

これまでもたびたび来日し、日本とギリシャの学術交流に大きな貢献をされてきたアテネ大学コスタス・ベイス名誉教授が来日されるのを機会に、再び講演をお願いした。今回は、同教授から、「ソクラテスの裁判」について、DVDによる講演はどうだろうかという申し出があった。このテーマは教授が長年手がけてこられた大変興味のあるものだが、当方ではDVDによる講演についてまだ経験がなく、それがうまく進行するかについて確信がもてなかった。そこで不調の場合にそなえて、さらにもう一つ講演を用意していただいた。次頁以下に掲載する「ギリシャ法における外国国家に対する強制執行」がそれである。幸いにしてDVDによる講演は成功し、今後の講演のあり方によい先例をもたらしした。ベイス教授の多大なご配慮に感謝の意を表する。